

## 令和2年 第13回宇都宮市教育委員会会議録

- 1 日時 令和2年7月17日（金） 開始時刻 午後1時30分～
- 2 場所 宇都宮市役所13階 教育委員室
- 3 出席者 小堀教育長，伊藤一委員，清島委員，伊藤三千代委員，大森委員
- 4 説明員 青木教育次長，鈴木学校教育担当次長，坂井教育企画課長，  
石和総務担当主幹，吉岡学校管理課長，口川学校教育課長，  
秋田学校健康課長，秋山生涯学習課長，山口文化課長，  
掛布スポーツ振興課長，羽石教育センター副所長
- 5 書記 田上課長補佐，横塚総務担当副主幹，尾嶋係長，関係長，佐藤総括，  
樋口主事
- 6 傍聴者 1名
- 7 議題
  - (1) 審議事項
    - 議案第35号 宇都宮市生涯学習センター条例施行規則の一部改正
    - 議案第36号 宇都宮市社会教育委員の解職及び委嘱について
  - (2) 報告事項
    - 報告第48号 教育行政相談の内容と対応について
    - 報告第49号 令和2年度宇都宮市返還免除型育英修学資金貸付者の選考結果について
    - 報告第50号 育英事業における収納対策について
    - 報告第51号 「学校への避難者初期支援ガイドライン」の改定について
    - 報告第52号 「宇都宮市職員障がい者活躍推進計画」の策定について
  - (3) その他
    - ① 第34回宇都宮マラソン大会の開催中止について
    - ② 第58回宇都宮市民スポーツ大会の開催中止について
    - ③ 妖精ミュージアム企画展「妖精の国へようこそ！～実は知らない？妖精のコト」について

## 8 議事の内容

- 事務局 定刻となったが、会議の開催に先立ち連絡事項がある。  
本日も、新型コロナウイルス感染症防止のため、マスク着用や発言は着席で行うなど、対策を講じて会議を開催するので、ご協力をお願いします。
- 教育長 ただいまから、令和2年第13回宇都宮市教育委員会を開会する。  
本日の会議録署名委員は、伊藤一委員、清島委員とする。
- 教育長 次に、第11回教育委員会の会議録について、意見などあるか。  
(特になし、全員了承)
- 教育長 それでは第11回の会議録署名委員の伊藤三千代委員、大森委員に署名をお願いします。  
(会議録に署名)
- 教育長 本日は、教育センター所長が定例会に出席できないため、代理として教育センター副所長が出席していることをご報告する。
- 教育長 報告第48号は、「個人情報が含まれているもの」であるため、非公開としてよろしいか。  
(全員賛成)
- 教育長 全員賛成なので、これについては非公開とする。
- 教育長 それでは、審議事項に入る。  
議案第35号 「宇都宮市生涯学習センター条例施行規則の一部改正」について説明願う。
- 生涯学習課長 

<p><b>【説明要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 姿川生涯学習センター附属体育館の老朽化による利用停止に伴い、当該使用料を削除するもの</li><li>○ 令和2年7月18日から施行</li></ul>
---
- 教育長 説明は以上だが、質疑などはあるか。  
(特になし)
- 教育長 それでは、議案第35号を決定してよろしいか。  
(全員了承)
- 教育長 議案第35号を決定する。
- 教育長 案第36号 「議案第36号 宇都宮市社会教育委員の解職及び委嘱について」説明願う。

生涯学習課長

**【説明要旨】**

- 社会教育委員のうち、辞職の申し出があった委員について、これを承認するとともに、後任の委員を委嘱するもの

教育長

説明は以上だが、質疑などはあるか。

(特になし)

教育長

それでは、議案第36号を決定してよろしいか。

(全員了承)

教育長

議案第36号を決定する。

教育長

次に、報告事項に入る。

報告第49号 「令和2年度宇都宮市返還免除型育英修学資金貸付者の選考結果について」説明願う。

教育企画課長

**【説明要旨】**

- 本市に居住し本市の振興に寄与する有為な人材を育成するため、大学等に在学する者に対し、学費を貸し付けることで、教育費の負担軽減や若年層の定住促進を図ることを目的としている。
- 学校教育法に基づく大学等に入学を希望する者を対象とする。
- 申請資格は、本市市民の被扶養者で、経済的理由により修学が困難である者などである。
- 最終学校を卒業した翌月から1年以内に本市に居住し、かつ5年間居住を継続した時に返還が免除される。
- 20名の応募があり、選考基準に基づき選考し17名を最終合格者とした。

教育長

説明は以上だが、質疑などはあるか。

(特になし)

教育長

それでは、報告第49号を承認してよろしいか。

(全員了承)

教育長

報告第49号を承認する。

教育長

報告第50号 「育英事業における収納対策について」説明願う。

教育企画課長

**【説明要旨】**

- 令和元年度の収納率は、89.7%であり、平成30年度より0.5%の増加。
- 収納対策として、現年度分は電話催告業務委託、督促状の発送、や臨戸訪問等を行っているほか、過去年度分については、文書や電話による催告に加え、臨戸訪問等により滞納理由や経済状況などを把握しながら継続的に納付指導を行った。【継続】
- 過年度分の滞納者を対象に、債権回収における民間活力を活用した私債権回収等業務委託を実施し、納付意識の低い滞納者や連帯保証人に対する納付指導を行うことで、納付資力に応じた適切な収納が図られ、収納率の向上につながった。【新規】

○ 令和2年度の取組内容として、令和元年度の実績を踏まえ、債権回収における民間委託等を継続的に実施するとともに、新たに令和2年4月からコンビニ収納の取組を実施することで、納付環境の整備を推進し、さらなる収納率の向上を目指す。

教育長

説明は以上だが、質疑などはあるか。

伊藤(一)委員

民間委託費はどれくらいか。

教育企画課長

令和元年度の実績であり、収納実績に応じて出来高払いとなっていて、約180万円が収納されたわけだが、1件あたり18%の手数料と消費税を支払うので、約36万円のコストで、約180万円の納付をいただけた。

伊藤(一)委員

この取組は、令和元年度からの新規の取組ということだったか。

教育企画課長

その通りである。

伊藤(一)委員

0.5%上げるのに36万円かかると、実質どのくらいプラスになっているのか。

教育企画課長

約180万円の納付のために36万円かかったので、差し引き145万円程度は実質納付になったのではと思う。

伊藤(一)委員

そういった計算でいいのか。平成30年の収入未済額は26,217,400円で、令和元年度は26,322,000円なので逆に上がっている。新規でこれだけプラスになったというのならいいのだが、単純に収納額から費用を引いた分がプラスになっているかはわからない。

教育企画課長

民間委託だけで納付いただけたのかどうかまでは分析できておらず、単純に割り返しだとそのような計算になるとしか言えない。

伊藤(一)委員

例えば収納率について平成29年度は89.9%だったものが平成30年度には89.2%になり、令和元年度には89.7%に戻っている。過去においても未収のものについて、それなりに民間に頼まなくてもできていたということもあると思う。

教育企画課長

臨戸訪問する嘱託員が本課に1人いて、その方が夜に行ったのが、催告センターから電話もしているので、その人の納付指導だけで効いたかどうかまでは、因果関係までは分析しきれずわからない。

伊藤(一)委員

民間委託をする前も同じようなことをしていたということで、民間委託をしたからというのが即つなげるのかがわからない。確かに新規の事業として民間委託を行ったため、結果が表れたようであるというのはわかるが本当に繋がっているのかどうかはわからない。私は弁護士なので、弁護士として行うのならば完全に取り立てをして、法的手続きをして回収を行うため、回収額などははっきりとするが、こういった民間委託は検証が難しく、収納率の向上に繋がったと断言していいのか。私自身としては疑問である。

教育企画課長

確かに法的措置までは踏み込んでいない。嘱託員と同様の電話や文書による催告止まりなので、確かに伊藤一委員のいうところまでは踏み出しはしていない。

教育長

報告しなければいけないことだが、まとめが難しい。検証の難しさがあり、そのあたりをどうするか。今まで全然応じなかった人が払ってくれたなど、具体的な事例に則さないとまとめに繋がらないのではという疑問はもっている。全体としてはこれで良いと思う。

教育企画課長	ひとつひとつのケースをたどってみて、これは嘱託員では応じていただけなかったものが、この会社では応じてもらえたことなどがあるかどうかは検証できると思う。
伊藤(一)委員 教育企画課長	予算を使うことなので。資料があるようならば説明をお願いします。 これまでの嘱託員の電話や督促状、臨戸訪問でも応じなかった19人が納付をしたということである。それがその会社のおかげかまでは分析しきれていないが、動きとしては、これまで納付しなかった方19人が納付した結果には見えてきている。
伊藤(一)委員 教育長 清島委員	そのように数字が出ればいいと思う。 コンビニ収納の取組を今年から行うので、そちらも今後検証していく。 それぞれの年度で数字を出しているわけだが、これをずっと払わないでいるとどうなるのか。
教育企画課長	最終的には民間企業を使って厳しめの調査を行い、連帯保証人や家族はどうなっているかなど、相続人をしらみつぶし調べていき、誰もいなければ究極的な選択として不納欠損ということになるが、それまでにできる仕事はいろいろある。
清島委員	それは何年後とかはあるのか。
伊藤(一)委員 教育企画課長	基準年はあるだろう。 そこは定めていない。
清島委員 教育企画課長	永久に催促がいくということか。 ある程度、行方不明になってしまったなども調査を進めていけばわかる。民法の時効は10年から5年に変わった。
教育センター副所長	債務承認などを行えば、長くすることができ、差し押さえなど強力な強制執行を行えば時効も中断する。何もしていないと5年で時効が成立する。
伊藤(一)委員	正直プロを使うほどのメリットがない。1件あたり倍かけて払ってもらうようでは話にならないので、実際は良心に訴えることがあるということには分かった。
教育長	それでは、報告第50号を承認してよろしいか。 (全員了承)
教育長	報告第50号を承認する。
教育長	報告第51号 『学校への避難者初期支援ガイドライン』の改定について」説明願う。
教育企画課長	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【説明要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宇都宮市地域防災計画に基づき、平成25年度に策定した初期支援の指針となる「学校への避難者初期支援ガイドライン」について、「宇都宮市避難所開設・運営ガイドライン」の策定に伴い、その内容を踏まえた改定を行ったことから、その内容について説明するもの</li> <li>○ 基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市ガイドラインとの整合を図る</li> <li>・ 大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項についてや、台風19号の実際の対応から導き出された課題への対応を踏まえる</li> </ul> </li> </ul> </div>

- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応を盛り込む。
- 改定の主な内容
  - ・ 初期支援業務における役割分担の明確化
  - ・ 諸室の設定
  - ・ 地域との事前打ち合わせの実施
- 初期支援について
  - ・ 体育館の鍵を開錠
  - ・ 避難者受付の準備
  - ・ 避難者の受入れ
  - ・ 避難所運営班への引継ぎ・初期支援の終了
  - ・ 体育館の鍵の施錠・返却
- 新型コロナウイルス感染症対策について
  - ・ 初期トリアージの支援
  - ・ 要観察者への対応
- スケジュール
  - 7月14日 自主防災会連絡会議（39地区会長）へ説明
  - 7月17日 第13回教育委員会へ報告  
全小中学校へ周知（ミライム掲示）
  - 7月 中旬～ 地域行政機関・学校・地域における打合せの実施  
「避難者初期支援マニュアル」の作成，完成
  - 9月 中旬 教育企画課への提出（完成次第送付）

教育長

伊藤（一）委員

説明は以上だが、質疑などはあるか。

災害が想定される場所に避難所が設置されているようなところが宇都宮市でも十何ヶ所かあるというのを、下野新聞の一面に報道されていたかと思う。学校を避難所としているところにはそれはないということではよろしいか。

教育企画課長

ハザードマップをもとに川の流域のところは外しており、また地震の時などに土砂災害が想定される場所は、地震の時の被難場所からは外してある。災害の種類に応じて避ける場所が指定されている。

伊藤（一）委員

ちなみに具体的にここは外しているという話は聞けるか。

教育企画課長

学校への避難者初期支援ガイドラインの資料集・様式集の25ページから記載されている。○のついているところは良くて、○のついていないところはダメ。一番右の備考欄を見ていただくと、字で標記されている。

伊藤（一）委員

私の地元の小学校は、避難所は指定してあるが、避難場所ではない。見方はこれで正しいのか。

スポーツ振興課長

学校の近くに避難場所があるときには、避難場所に指定されない。学校だけで見るとこのガイドラインのようになるが、実際には市全体のいろいろな施設を合わせてみるような形になるのだと思う。

伊藤（一）委員

そのようである。しかし、これは誰がみるのか。これを見てわかりにくかったら意味がない。

教育企画課長

危機管理課の方で、修正中の方である。

伊藤（一）委員

わかりやすくないとガイドラインの意味がない。

教育企画課長

危機管理課と調整していく。

教育長

それでは、報告第51号を承認してよろしいか。  
(全員了承)

教育長

報告第51号を承認する。

教育長

報告第52号 「『宇都宮市職員障がい者活躍推進計画』の策定について」説明願う。

**【説明要旨】**

- 障がいの有無や程度を乗り越えて、互いに人格と個性を尊重しながら働く社会を実現するために、自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう障がい特性等に配慮した支援などに取り組むもの
- 障害者雇用促進法に基づき策定する障害者活躍推進計画
- 当該計画は、各執行機関の任命権者である宇都宮市長，教育委員会，上下水道事業管理者等が連名で策定
- 計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間
- 自己申告票における職務満足度
  - ・ 「満足している」又は「どちらかという満足している」と答えた職員の割合は、令和元年度は、障がいのある職員は73.5%，障がいのある職員以外の職員は78.3%と、差は4.8%である。
- 障がいのある職員を対象としたアンケート調査
  - ・ 職場における障がい特性に応じた配慮等について、8割以上の職員が「十分である」または「どちらでもない」と回答し、その理由について、「十分配慮してもらっている」または「配慮を必要としていない」と回答した。
  - ・ 一方で、「十分ではない」と回答した職員の理由をみると、物理的な職場環境については、洋式トイレの数や床上配線の段差等に関する声が多くあった。また、相談のしやすさや障がい特性等に関する理解については、相談機会の不足や上司や同僚職員の障がいに関する理解不足等について悩む声が多くあった。
- 法定雇用率は令和3年度に2.5%から2.6%になる。
- 計画概要
  - ・ 基本目標
    - ア 取組の方向性
    - イ 職務満足度
    - ウ 障害者雇用率
  - ・ 具体的な取組
    - ア 障がい者の活躍を推進する体制整備
    - イ 障がいの特性等に関する理解促進
    - ウ 職場環境の整備
    - エ 職務の選定・マッチング等

教育長

説明は以上だが、質疑などはあるか。

伊藤(一)委員	具体的な取組の中の、障害者職業生活相談員、障害者雇用推進者それから障がい者活躍推進チームのチーム員はどのような人材を想定しているのか。
教育企画課長	まず障害者職業生活相談員は、教育企画課管理グループの係長が選任されている。また、障害者職業生活相談員には教育企画課長である私が選任されている。最後の障がい者活躍推進チームについては人事課の方で庁内体制を整えているところで、チームの編成については未定である。
伊藤(一)委員	結局マッチングというのがなかなか難しい。要するに、その業務にマッチした人がなかなか雇えないということで、罰則金を払うということもある。やはり、役所はテリトリーが広いから、いろいろなところで受入れる可能性がある。そういう意味で、マッチングは民間よりはうまくいっているのかなと思う。しかし、ここ数年の間にいろいろと官公庁や裁判所なども達成していないなどと話題になったが、それくらい難しい話である。かなり障がいに対して深い理解がないと、マッチングについては難しいのではないかと思う。兼職で行うのは特に大変だと考える。今話を聞いたところ、障害者推進チームがかなり中心的に行うのだと思った。この障がい者活躍推進チームは、市で障がい者についていろいろな業務を行ってきた人がいるのか。
教育企画課長	そこまではまだ決まっていない。
伊藤(一)委員	マッチングをうまくやっていかなければこういったことは進んでいかないので、そこに配慮していただかないと難しいのではないかと思う。
大森委員	2点伺いたいのだが、まず障がい者を対象とした採用の状況というのがあり、非常勤雇用というのは年度更新なのか、3年5年などの有期雇用なのか、ということと、もう1点は伊藤一委員の質問にも絡むが、例えば平成27～29年の合計5名は今どのような職務に就かれているのか、わかる範囲で教えていただきたい。
教育企画課長	1点目の質問に対してだが、年度雇用となる。2点目の質問に対しては、人事課でないと分からない。
大森委員	教育委員会の中にはいないのか。
総務担当主幹	30年度に総務担当に1人いて、その方は翌年度異動し、今年度については学校管理課にいる。
大森委員	常勤でということか。
総務担当主幹	今年度については会計年度任用職員の採用である。
教育長	表の、令和2年度非常勤職員の20名のうちの1人ということである。
清島委員	障害者雇用率の状況の表で、障がいのある職員の人数が100人ということ、何年も務めている方もいて、この表の数字とは違ってくるということではないか。
教育企画課長	障害者雇用率の状況の表では、6月1日にいる職員数が100人である。障がい者を対象とした採用の状況の表は、その年度ごとの採用人数である。そのため、27年度より前に採用になった人もこの100人の中にはいる。この中には正規職員の方もいる。
清島委員	2.5%で100人ということは、100%は4000人ということになるが、これは教育委員会の人数なのか。



教育企画課長

これは市全体の人数である。この政策自体、市全体を考えて作られたものである。

伊藤(一)委員

4000人の0.1%増やすということは、4人増やすということか。4人増やすのも大変だとは思う。

清島委員

報道とかでよくある、実は違ったとかにならないように注意してほしい。

教育長

それでは、報告第52号を承認してよろしいか。

(全員了承)

報告第52号を承認する。

教育長

次に「その他」の案件になるが、その他の案件については、資料提供のみであるので、後ほどご覧いただきたい。

**【公開できる案件の終了】**

教育長

これからの議案は非公開の案件であるため、傍聴者等の退席をお願いします。

**【傍聴者の退席，非公開審議の開始】**

- |                                   |
|-----------------------------------|
| ○ 報告第48号 教育行政相談の内容と対応について<br>⇒ 承認 |
|-----------------------------------|

**【非公開審議の終了】**

教育長

その他委員の皆様から何かご意見などあるか。

最後に、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局

連絡事項説明(教育企画課長補佐)

- |   |
|---|
| ● 今後の会議等の日程について<br>・ 7月29日(水) 午前9時00分～ 臨時会(教科書採択) |
|---|

教育長

以上をもって、本日の委員会を閉会とする。

終了時刻 午後2時59分

署名委員

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_